

子どもの権利条約



〔目次〕

- 国会の動き …… 1～2
- 国内の動き …… 3～5
- *子どもの権利条約に壁の厚い
学校現場（島ノ江一彦）
- *グループ紹介
- 海外の動き …… 6～7
- *各国で権利条約はどのように
実施されているか：子どもの
権利委員会第3会期傍聴報告
- 会員の声 …… 8

題字イラスト／土田義晴

動きが見えない国会審議

批准運動にあとひと踏ん張りを

「子どもの権利条約」の批准承認案は、昨年3月13日に閣議決定されて国会に提出された。それからすでに1年が過ぎていた。条約を批准した国もすでに131か国となった（3月10日現在）。

今年こそ日本も批准ではないかという期待が高まっているが、いま開かれている第126回通常国会ではまだ本格的な動きはない（3月20日現在）。3月5日に本会議で趣旨説明が行なわれるとの噂も流れたが、現実には行なわれなかった。具体的な審議開始がいっになるかはわからないが、衆議院で審査が終わって参議院に回されるのはどんなに早くても5月のゴールデンウィーク明けということになりそうである（ということは、少なくとも4月中の批准はありえない）。

とはいえ、文教委員会などで条約に関する質疑応答が単発的に行なわれている。文部省の答弁を中心にみていく。

条約の名称はどうなる？

昨年6月、当時の鳩山文相は「条約の名前は『子どもの』でもいいのでは

ないか」という趣旨の発言を行なって波紋を巻き起こしたことは記憶に新しい。

これによってひょっとすると条約名称が「児童の」ではなく「子どもの」となるのではないか、という期待も高まったが、昨年12月の内閣改造で森山真弓さんが文部大臣になってからはふたたび「児童」でよい、という立場に戻ってしまった。

2月17日の衆院・文教委で、森山さんは島崎議員（社）の質問に答え、次のように答弁している（議事録より引用）。

「子供という方が普通の日本語の会話の中に普通に出てくる言葉ですから、その方がなじみがあって温かみもあるというお気持ちは私も同感でございますが、条約ということになりますと、……児童というふうに訳さなければならぬということになっているようにございまして、大変残念ながら児童というふうに言わざるを得ないようでございます」

この点については、「条約の日本語訳を『子どもの権利条約』として国会に提出しなおして」ほしいという旨の

要望書も、超党派の女性国会議員から宮沢総理あてに提出されている（2月10日）。現在、女性国会議員は衆参あわせて49人いるが、そのうち3人（石井道子さん・小野清子さん・森山真弓さん、いずれも自民党）をのぞく46人が名を連ねたものである。

しかし、その後も森山文相は菅直人議員（社）の質問に答えて「訳という点では変更できない」（3月5日、衆院・予算委）と答えるなど、態度を変える気配はない。「児童」対「子ども」の攻防は最後まで続きそうだ。

変わらない文部省の基本姿勢

さて、それでは学校現場についてはどうか。条約に対する森山文相の認識は、①この条約は主として発展途上国向けのもの、②条約の趣旨は教育基本法・学校教育法などに規定されているわが国の教育の目的・目標の趣旨に合致している——というもので、従来の文部省の姿勢をそのまま踏襲したものである。

したがって、条約批准によって学校のありかたを根本的に見直そうとする態度もうかがえない。3月5日の衆院・予算委での質疑応答の模様を紹介しておこう（3月12日付「内外教育」時事通信社刊から引用）。

ネットワークのイベントは例年通り5月5日に開催／詳細は同封別紙参照

▼意見表明権について

菅直人議員（社）の「意見表明権は、退学や停学処分を受ける前に本人が意見を述べる機会が与えられると理解してよい」という質問に対し、野崎弘二初等中等教育局長は「意見表明権の対象は行政上の手続きということであるから、停学、退学、出席停止がそれに当たり、表明の機会は認められると思う」としていちおうの理解を示した。

しかし、法改正については「特に法令上、規則を設けることは考えていない」との立場。「各学校に対しては指導を徹底していかなければならない」ものの、「どういう形でやるかはこれから考える」という。

森山文相も、「特に法改正の必要はない。……学校での手続き規定の改正が必要なら考えればよいと思う」として、せいぜい学校内規レベルでの対応で充分との考えを示している。

懲戒処分にさいしては生徒に意見表明の機会が与えられるべきだ、との考えかたを文部省として示した点は評価

条約ということになりますと、（略）
児童というふうに訳さなければならぬというふうになっているようにございまして、大変残念ながら児童というふうに言わざるを得ないようでございます」

森山真弓文相

できるが、▽その意見表明は具体的にどのような形で行なわれるべきだと考えているのか、▽文部省の指導ではたして状況が改善するのか、などはつきりしない点は多い。「自主退学」を強要することによって意見表明の機会を与えずに実質的処分を行なう傾向がさらに強化されるおそれもあり、なんらかの形で法改正はやはり必要だろう。

▼内申書・指導要録の開示について

菅議員は、教育情報へのアクセス権を規定した条約28条(d)を引いて「教育に関する情報として内申書、指導要録を見たいと思えば認められるか」とも質問している。

しかし野崎局長は、「28条(d)項は、自分にふさわしい学校や職業を選ぶためのガイダンス、案内を提供する規定であり、情報が差別なく与えられる必要性を示したものだ。権利を受けるのに必要な進学、就職の情報を意味しており、本人の成績など自己情報の開示は含まれない」として内申書・指導要録

の本人開示にはあくまで否定的な立場をとった。

この点については森山文相も、「権利条約は、教育の機会に恵まれない国の子どもたちが、どうすれば教育を受けられるかなどの情報を得られるようにする趣旨。川崎市の（指導要録開示決定の問題とは直接かわりがない）」という趣旨の答弁を行なっている（2月17日、衆院・文教委）。

——このように、文部省の基本姿勢にはなんらの変化もみられず、権利条約を積極的に活かして生徒の権利を守っていく意志はうかがえない、というのが現状である。

求められる民間からの声

このようななかで、社会党・子どもの権利条約批准対策特別委員会（委員長・土井たか子）衆院議員）は3月2日～5日にかけて集中的な勉強会を行ない、これまで指摘されてきた問題点や課題のおさらいをして今後の審議に備えた。

また、3月17日には、子どもの人権連と子どもの権利条約批准の会が主催で「は・じ・ま・る・ヨ、国会審議が!!」『子どもの権利条約』の早期完全批准を求める3・17緊急集会」を開催。自民党・社会党・公明党・共産党・社民連・連合の各会派から議員を招いて報告を受け、その後外務省・法務省・文部省・厚生省などに要請行動を

行なっている。

そのほか、第二東京弁護士会（会長／斎藤浩二）が1月18日に「子どもの権利条約に関する会長声明」を出すなどの動きも見られたが、これまで活発な活動を続けてきた批准団体などの動きはこのところ総じて鈍いというのが率直なところである。

子どもの権利条約もここが踏ん張りどころ。子どもの権利保障に関心を持つ個人・団体のもうひと踏ん張りが必要と思われる。（平野裕二）

△本の紹介△

『子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法——子どもたちの笑顔がみえますか（法的検討と課題）』

日本弁護士連合会編・著
発行・こうち書房／発売・桐書房
（6000円）

1991年11月に行なわれた日弁連・第34回人権擁護大会シンポジウムの基調報告書を保存版にして発行したもの。640ページの大著で資料的価値も高い。装丁も秀逸。



子どもの権利条約に壁の厚い学校現場

権利条約でさわやかな学校を

1. 子どもの権利条約——ある校長会の見解

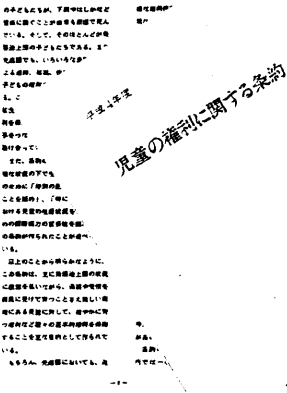
最近、静岡県の小中学校の校長会が「児童の権利条約について」という文書を出した。学校現場の責任者の平均的な人権感覚を見るには手頃な文書である。次のように述べている。

「近い将来批准を締約国となるから、条約の内容について、正しい理解と知識をもたなければならない」とした上で、条約の経緯と目的・趣旨ならびに校長会としての基本的な考えかたについて述べた後、12条、15条、16条、23条、28条、42条について予想される問題点とその対応をまとめている。この文書には明らかに子どもの権利条約に影響を受けた部分もある。しかし基本は学校の従来の姿勢を保持し、外圧にいかに対応するかを骨格としている。

(1) 条約の影響と考えられる点

ア、この条約の批准を前に、本来のあるべき教育のありかたを見つめ直す必要はある。

イ、校則について、児童生徒たちの疑問や反論を述べる機会を保障する必要がある。



ウ、憲法の個人の尊重や通信の秘密の保護はこれまで大人だけの問題と誤解されてきた。この条約は子どももこうした権利を持ったことを明らかにした。

エ、子どもも一個の独立した人であるという子ども観に立った意識改革が必要。

以上のように人権感覚の記述もあるが、こうした文言のあとには「しかし

……」と現実的な対応を次のように求めている。

(2) 権利条約への対応

ア、この条約は、発展途上国の児童の保護を主たる目的としたものである。

イ、学校の管理や教育権、国旗国家反対など極端に偏向した拡大解釈をして特定の運動に利用しようとしている人々が一部にいる。基本的には憲法上の権利やいままでの国際人権規約の諸権利と同趣旨であるから国内法や制度の改正はない。

ウ、児童の意見を無制限に聞き入れることが12条の趣旨ではない。

エ、表現の自由も無制限でなく、公共の福祉の制限を受け、未成熟で表現力も充分身についていない発達段階の人権として理解する必要がある。中高生以上の政治活動は時期尚早。

オ、国旗国家を正しく認識し尊重するよう指導を行なう。

カ、プライバシーの保護も無制限ではなく学校が一定の制約を加えた指導も容認される。

キ、知る権利との関係では内申書や指導記録等の本人開示までを求めている。ない。

以上のような見解は従来文部省あたりが述べている趣旨と変わらないのでいまさら論評の必要もないが、子どもたちの権利実現には厚い壁となっている。

2. 風通しの爽やかな学校を「権利条約」で作ろう

最近職員会議などでの議論で「学校の民主化」や「教育の民主化」という言葉があまり出なくなってきたような気がする。それは教員管理・職場管理のせいだろうか、それとも民主化の風化であるうか。従来もさまざまな管理のなかで学校の民主化は志向されてきた。しかしどうであろうか。教育はたしてよくなってきたのだろうか。

どうもそうは見えないようである。校則問題、体罰問題、中退問題、業者テスト問題などなど陰気な荒唐が世間の話題に上りすぎるように思う。なぜであろうか。教育行政や管理職の責任に帰するだけでは父母の納得は得られない。

「学校の民主化」と問われれば、多くの教師は教育課程の自主編成、職員会議の議決機関性、校務分掌の決定方法などを念頭に置くだろう。それが子どもたちの教育をよくするためにという大義名分が支えとなつてはいても、それはあくまでも「職場の民主化」であって「学校の民主化」ではない。その気になれば教室まで届く民主化

生徒の権利と学校について書かれた文献はたくさんある。単行本で比較的手に入れやすいものとしては、子どもの人権連(☎03-3265-2174)『今日から子どもの権利条約』、教育科学研究会『子どもの権利条約 学校は変わるのか』国土社、ACLU『生徒の権利』教育史料出版会、平野裕二他『生徒人権手帳』三一書房など。(編集部)

を進める状況はいまいろいろとあるだろう。指導要録や職員会議の議事録の公開の外圧があるが、記録の簡素化で臨むような対応では子どもたちの人権が優先される開かれた学校をつくることになってはいかない。外圧であって、も正しい教育への鋭い感覚があれば、そこを父母や子どもとの共通の開かれた場にしていくきっかけになろう。

教育にとってもっとも根つこの問題である。教育は教師からではなく子どもから出発することが原点だからである。校長会あたりでも文部省の行政的発想に寄りかからずに、専門性をもって地域やその学校の子どもの利益を考えると、いう原点に立つてこそ、教育基本法のいう国民への教育の直接責任制を進めることになる。教員も、学校の民主化は開かれた学校づくりしかないことを銘記すべきだと思う。(島ノ江一彦)



「子どもの参加」研究会の活動

「子どもの参加」研究会は、日本教育学会の会費をベースとして、1991年8月の学会大会(東京大学)ラウンドテーブルでの開催を契機にして発足した。

まだ私見レベルではあるが、私たちが考える子ども・生徒の「参加」とは、政府筋のいう日本型の「社会参加(社会奉仕)」ではなく、また、授業で生徒の発言をひき出す程度の「指導技術レベルでの教育参加」とも異なる。ロジャー・ハートの論文『子どもの参加』(Children's Participation: From Tokenism to Citizenship)に従えば、子どもの生活および子どもが生活しているコミュニティの生活に影響を与える決定を共有する行為をさし、大人と子どもとの共同決定、共同行動、共同責任の追求を意味する。

そのような方向性をもつ「参加」概念をふまえて、これまで研究会では、ドイツ、アメリカ、フランス、田中連イギリスなどの生徒の「教育参加」の現状を分析した。また子ども参加をささえる制度の一端としてのオンブズパーソン制の研究、子ども参加の思想的バックボーンとしてのヤヌシュ・コルチャックの研究、条約5条にいう子どもの権利行使の指導をふまえて「生活指導」論における生徒参加の理論研究なども行なってきた。その研究成果

は『季刊教育法』(エイデル研究所)に適宜掲載されてきている(※)。

メンバーは、私(喜多)のほか、坪井由美氏(愛知教育大)、林量淑氏(埼玉大)、増山均氏(日本福祉大)、小野田正利氏(長崎大)、柳沢良明氏(筑波大学大学院)が世話人をつとめ、教育学研究者のほか学生、親、弁護士などによって構成されている。ネットワークの平野裕二氏、吉峯康博氏なども報告を行なってきた。主な活動としては、これまで前述の大会ラウンドテーブルでの共同研究と、春・秋の2回の合宿研究会が行なわれてきている。なお、1993年度の教育学会(於・立教大学)では、8月26日午後、学会シンポジウム「教育における子どもの参加」が予定されており、当研究会もこのシンポジウムに参加していくことにした。また、秋の合宿研究会は、10月23・24日に予定されている。申込み・問い合わせは喜多(☎03・3724・4688)まで。

(文責/喜多明人)

※柳澤良明「ドイツにおける生徒参加の理念と特質」(87号)、坪井由美「米国内における教育政策決定過程への生徒参加」(88号)、小野田正利「フランスにおける生徒の権利と参加の拡大」(90号)、窪田眞二「イギリスの学校理事会への生徒参加」(92号)。

グループ紹介

国連「子どもの権利条約」の批准と 実行をすすめる宮崎の会

1990年9月2日、国連「子どもの権利条約」の発効日と同じ日に、「国連「子どもの権利条約」の批准と実行をすすめる宮崎の会」は結成されました。以来、今日まで宮崎のなかで「子どもの権利」が保障され尊重される社会を創造していくための活動をさまざまな分野で展開してきました。

主な活動の中身は以下の通りです。
第1に、「子どもの権利条約」の内容と理念を広く県民に宣伝し、早期批准の世論を高める活動をすすめてきました。そのために、①国連「子どもの権利条約」の早期批准を求める自治体意見書採択に取り組んできました。その結果、県議会では廃案になったものの各地の議会で自治体意見採択がありました（6市4町）。②「湾岸戦争」に反対する緊急の取り組みを展開しました。——などの活動を行ないました。
第2に、国連「子どもの権利条約」の内容や理念を学校教育や子育てにどのように生かすのか、また行政にどんな施策を要求するのかを検証・研究し、その定着・具体化を目指して研究会・学習会・シンポジウムなどの運動に取り組んできました。

第3に、以上の取り組みを通して地域の子育て、教育問題に関わる諸組織の組織化・共同化の活性化を図ってきました。

今後の取り組みとしては、学校5日制や学習指導要領の問題など、緊急な課題と国連「子どもの権利条約」を結び付ける取り組みも強化することも大切にして考えています。

（会長・成見幸子）



「子どもの人権・父母の権利保障を進める埼玉ネットワーク」（略称「子どもの人権埼玉ネットワーク」）は、(a)子どもの人権条約の早期・全面批准、(b)国内法の整備および行政措置の推進、(c)生活の場における子ども・父母の権利の具体的な実現の推進、を活動目標に、思想・信条・宗教、政党・政派、国籍の違いを越え、意見の違い・対立は留保しあい一致点で活動することを旨として、1990年12月8日に発足した個人加盟の組織です。

(1)子どもの人権とあわせて父母の権利保障を明記している点、(2)条約の批准だけでなく生活の場における現実化を目標としている点、(3)個人加盟組織である点、(4)ネットワーク組織である点、などに特徴があるかと思えます。（個人加盟組織であるということ、関連する県内のさまざまな活動・組織のネットワーク組織であるということの両立は、①ネットワークの協賛団体になつてもらう、②活動の情報の交換・広報、③おたがいの企画に際しての相互協力、などの形でなっています）が、必ずしもうまくいっていません。）

発足以来3年目に入っていますが、年に1回総会、その前後に運営委員会を行ない、日常的な活動は事務局と部会（学習、子ども・青年、広報、相談）を中心に企画・運営しています。今年

度の活動計画に即していえば、県内各地で講演会・学習会を行なう（学習部会）、環境問題に取り組んでいる高校生との連携を強めて5月にイベントを行なうなど、子ども・青年を主体にした企画や文化祭めぐりなどを行なう（子ども・青年部会）、国内・県内の豊富な情報や意見を掲載した機関誌『子どものゆめ』の年4回発行（広報部会）、昨年11月に2日間行ない登校拒否・障害児教育・いじめ・体罰・部活等についての深刻な相談が多数寄せられた子どもの人権ホットラインの発展・継続（相談部会）、さらに、条約の重要事項をわかりやすく載せたリーフレットの作成と大量普及や、長野の会で取り組まれている子どもの権利条約ポスターの作成と学校の各クラスへの貼り出しなど条約の広範な普及活動、楽しいイベントなどを行なうコトを今年度の目標にしていますが、それらを成功させるうえで、活動の輪を広げること、とくに関連諸団体との協力・連携を強め・広げることが大きな課題であると考えています。

（事務局長・林量俊）
◆〒336 埼玉県浦和市南本町
2-3-9 第1セイコービル3階
DGA企画気付
☎048・866・0230（ファックス兼用）

子どもの人権・父母の権利保障を
進める埼玉ネットワーク

各国で子どもの権利条約がどのように実施されているか ——子どもの権利委員会第3会期からの報告

2月15日、子どもの権利条約ネットワークの第1回例会が行なわれた。テーマは「各国で子どもの権利条約がどのように実施されているか」。子どもの権利委員会第3会期（93年1月11日・29日）に報告を提出した6か国ボリビア・スウェーデン・ベトナム・ロシア連邦・エジプト・スーダン）の様子を中心に、子どもの権利条約を活かした政策が他国でどのように行なわれているかについて、同会期を傍聴してきた平野が報告したものである。そのときの模様を簡単にお知らせする。

1. 報告制度のあらまし

おさらいをかねてもういちど記しておくと、子どもの権利条約の締約国は、子どもの権利委員会に対して定期的に報告を提出しなければならない。最初の報告は、条約が国内で効力を有してから2年以内に提出することになっていく（その後は5年ごとに提出）。

条約第44条によれば、報告には、次のような情報を記載することが求められている。

①「この条約において認められる権利の実施のためにとった措置」（第1項）
ここでいう「措置」とは、「あらゆる適当な立法上、行政上、およびその

他の措置」（条約第3条）を意味する。したがって、法律をどのように改正・整備したかについてだけでなく、政策や予算配分、行政の運用状況についても問われることになる。

②「これらの権利の享受についてもたらされた進歩」に関する情報（第1項）

①でとった措置に基づいて実際にどのような結果がもたらされたか、に関する情報である。「進歩」の度合いを判断するため、とくにさまざまな統計指標の提供が求められる。

③「条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因および障害」（第2項）

条約実施にあたって何が壁になっているか（逆に、なぜうまくいっているか）に関する情報。条約が国際協力の重要性を認め、助言や援助が必要な国の報告を専門機関やユニセフなどに送付することを前提としていることから、この種の情報は重要になってくる。

④「当該締約国における条約の実施について、委員が包括的に理解するための十分な情報」（第2項）

社会的・経済的側面に関する情報、子どもの問題を担当する行政機構・司法制度などに関する包括的情報。
——このように見てくるとわかるように、子どもの権利委員会はけっして法

改正についての情報だけを求めているのではない。法改正はむしろ大前提で、その結果子どもたちの状況がどのように改善されたかを問題にするのである。

2. 各国における条約の実施状況

次に、各国で条約がどのように実施されているかについて簡単に報告する。ただし、それぞれの分野について細かく説明する余裕はないため、条約を実施するための包括的枠組みがどのように設定されているか（子ども権利基本法的なものの制定、あるいは省庁間の調整機関の設置など）にしばった。

*ボリビア

1955年4月12日に「ボリビア子どもの権利宣言」を制定したが、さまざまな事情（軍事独裁、経済的困難など）から充分に実施されてはこなかった。1990年5月14日に権利条約を批准、以後その実施のために次のような文書を採択している。

①ボリビア社会戦略（91年11月）

②女性と子どものための10年戦略（92年12月）

③子ども法（Juvenile code）
最初の2つは主として経済発展を進めることによって子どもの権利を保障

しようという観点から作成されたもの。このほか、89年11月に制定された「乳児の生存、子どもの発達、母子保健のための国家計画」も重要な文書である。

最後のJuvenile codeが、いわば子ども基本法的な性格を持った法律。ちなみに、日本でも「児童」か「子ども」という論争が起きているが、ボリビアでも似たような議論が起った。非行を犯した子どもというイメージが強い「delinquent」という言葉よりも、そういう否定的ニュアンスがない *offender, delinquent* を使うべきではないか、という主張が出てきたのである。けっさよく *delinquent* でいこうということに落ち着いたが、この単語が持つイメージを変えるための啓蒙活動を行なうことになった点が日本とは違ってくる。

実施機関としては、子どもの権利に関する政府・行政の活動を調整する目的で「省庁間調整委員会」が設置された。日本でいう厚生省・文部省・労働省などの代表に加え、警察とNGOの代表が加わる委員会である。

法的な面での改正はかなり積極的に行なっているようだが、経済的困難などの事情からなかなか思うようにはいかないようだ。

*スウェーデン

条約批准は1990年6月29日。いわずと知れた人権先進国で、難民の子どもたちの自由を（一時的にせよ）奪う制

度があったり、国際養子縁組で入国した子どもへのフォローが必ずしも明確ではなかったりなどの問題があるにせよ、他国からすればうらやむような権利保障が子どもに対して行なわれている。今年2月には新たに子どものためのオンブズマンも任命されたはずである。

広報措置もかなりのもの。身寄りのない人の遺産を福祉のために役立てることを目的として設立された基金から、545万米ドル（約6億5千万円）の予算をNGOに供与して子ども向けパンフレット3種類の作成をまかせたことは本誌第1号でも報告した。そのほかにも、政府の諮問機関である「子ども・青少年諮問委員会」とユニセフ国内委員会が共同で就学前・小学校中学年ぐらゐの子どもの向けの教材を作ったり、外務省や厚生省にあたる省庁が一般向けのリーフレット（英語とスウェーデン語）を作って配布したりしている。

さらに、今回子どもの権利委員会に対して提出された報告書も、全自治体・行政当局に送付されるのはもちろん、すべての公共図書館にも置かれる予定である。市民社会と積極的な対話を行なっていくとする政府の姿勢は、日本の政府とは天と地ほど違うことを実感させられた。

*ベトナム

1992年4月に新憲法を公布、経



済的・政治的権利の面で全般的な進展がみられた。また、「刷新」（ドイ・モイ）政策と称して市場経済への移行や外交政策の変更を進めており、現在大きな転換期にある国である条約の批准は90年2月。

1979年に制定された「子どもの保護・ケア・教育に関する法令」が10周年を迎えたのを機に、89～90年にかけての1年度を「ベトナム子ども年」として従来の子ども関連政策の見直しを行なった。その結果、同法を修正した「子どもの保護・ケア・教育に関する法」が91年4月に議会を通過、同時に「初等教育の普及に関する法」も成立している。条約の実施に責任を持つのは「子どもの保護とケアのための委員会」である。

*ロシア連邦

1990年6月13日に当時のソ連が権利条約を批准、それをロシア連邦が継承した。

条約実施の機関としては、最高評議会のもとで立法・政策立案をつかさどる「女性の問題および家族・母親・子

どもの保護に関する委員会」があり、さらに「家族および子どもに対する社会的援助のための委員会」が社会サービス省のなかに新たに設立された。その他の政策の調整は、大統領に直接報告する「家族・母親・子どもに関する問題に関する調整委員会」が行なっている。

国内法の調整作業としては、「家族・母親・父親・子ども保護法」および「子どもの権利法」の草案が現在検討されている。後者が、91年8月に民間側から公開され、その直後にクーデター騒ぎが起こったためうやむやになってしまった「子どもの権利法」第1次草案を継承しているものなのかどうかは必ずしもはっきりしていない。

*エジプト

1989年1月に発足した「母子評議会」が、権利条約（1990年7月6日批准）の実施も含め、家族政策・子ども政策の立案調整を取り仕切っている。同議会のもとに司法省などの代表から構成される作業部会が設置され、子どもと家族に関する新たな法律の草案（前文と9部から構成）を作成して1992年11月に議会に提出した。

さらに、最高憲法裁判所の命令により、これからなんらかの法案を通過させるさいには権利条約の条項を適切に考慮することが議会で義務づけられたことは注目される。

*スーダン

1990年8月3日に批准。「子どもの保護のための高等評議会」を設置するなどの政策をとっているが、軍事政権下でかなりの人権侵害が行なわれている模様。審査のさいの政府代表の態度もかなり人をくったもので、委員会から前もって出されていた質問に対し、時間かせぎのためかひとつひとつやたらに長々と答弁をしたり、わざと微妙にポイントをずらして答えたりと、委員会と積極的かつ建設的に対話しようという姿勢はうかがえなかった。けっきょく時間切れになってしまったため、委員会の権限にしたがって追加情報を求めることになると思われる。

*

*

以上が第3会期で審査が行なわれた国の審査のあらましである。今回はどちらかというと開発途上国が多く、子どもの権利を保障するための法制がこれまで不十分だったところが多かったとはいえ、(1)子どもの権利基本法的な法律を制定する、(2)条約を実施するための特別機関を設置する、などいくつかの共通点がみられることはわかっていただけたと思う。

スーダンのような非協力的なところはともかく、多くの政府は委員会との対話に前向きだったことも印象的だった。限界も抱えているとはいえ、子どもの権利委員会の報告制度は今後も比較的うまく機能していくのではないだろうか。

（平野裕二）

〈会員の声〉

▼ニュースレター毎回楽しく読ませていただいています。6号の「金丸作文」はとくに楽しい記事でした。やっぱり子ども大人社会のなかにあるのだなあ。子どもを泥まみれの政治から守る（隔離する）ことはできない……。たとえ学校のなかでできても、外ではできない。子どもは大人社会を（大人社会のジレンマ？）を見ずして（現実を直視することなくして）、未来をきりひらくことはできない。見ただけでなく自分の意見まで述べたことが封印された。見てはいけないこと、言っではいけないことだったんだ。そう思って未来？を生きる……。

（E・T／北海道）

▼「ニュースレター」№6で「金丸作文」の記事を読みました。「子どもは複雑な政治の話はわからない」とか、「政治的中立を侵す」とかいう口実で、

「子どもといえども主権者であるのに、政治は『教科書』上での知識のレヴェルに終結させる」ことになっていると思います。政治学習にしろ、宗教問題にしろ、重要なのは、どれだけ専門的知識を蓄積するかではなく、自分がどう価値判断をして、決断することができるといふ力を培うことですが、こうした方向性を誘発できるような「事例報告」となることを期待しています。

（小池俊夫／東京）

▼権利という言葉は「発車オーライ」などの「E・T」は「E・T」ですよ。日本語の権利という言葉も「オーライ」くらいの身近さ、当たり前の感じで受けとめられるようになるまでは、やはり「権利」に表現が未熟で稚拙とされがちで、子どもの権利についてこだわり、考えていきたいです。

（國田雅代／神奈川）

▼教育総研に在日アジア人の子どもの教育を考えるチームをつくりました。

その子らの声を聞く会と一緒にしませんか。その子らにかかわる教師の意見をきく会はいちおう試みられていますので。

（小沢有作／東京）

〈事務局だより〉

*ご意見ありがとうございました。金丸作文から5か月たちました。「事件」の子どもたちは金丸逮捕をどううけていてのでしょうか。気になります。政治的中立の名のもとに、子どもが政治について、見ざる、聞かざる、言わざる、でいいのかどうか、考えさせられる昨今です。少なくとも日本において、いま政治家は尊敬される職業ではなくなっています。それは主権者である私たちの責任でもあります。政治は子どもたちからむしろ積極的に、小学校の作文でとりあげたり、家庭のなかで話しあったりすることが必要だと思えます。学問とは疑問をもち、考

えることなのです。

*4月は例会にかえて、4月3日（土）午後1時半より、「子どもの権利条約批准フォーラム」と称して国会審議を前にした意見交換会を行います（東京・四谷の主婦会館にて）。参議院の外務委員会・文教委員会それぞれの調査室のかたにおいでいただき、批准手続やこれまでの審議について話していただくものです。また、5月5日は別紙のように、「子どもの権利条約批准で学校は変わるか」というテーマでイベントを行います。どちらにもぜひご参加ください。（田中尚代）

*ネットワークでは、情報誌「子どもの権利条約」等の編集・発送や事務所の日常業務につき、人手が足りずに困っております。読者や会員のかたがたのなかで、お手伝いが可能なかたはぜひネットワーク事務局もしくは喜多（☎03・3724・4658）までご連絡ください。（喜多明人）

編集後記

◆このところどうもそおもしろくない気分が続いており、どうも仕事に身が入りません。原稿を書くにしても、書きながら新たな発見をしていくことによってある種の精神的な高まりが出てこないといものが書けないのですが、それもこのところ欠けているためつまらない原稿ばかりだから書き散らしています。本誌の平野の原稿も、とても自分では納得いかないもので、読者のみなさんには申しわけないかぎりです。◆自堕落な生活を送っているためか、あるいは昨年9月～10月のジュネーブ行で太りぐせがついてしまったためか、ここ半年で体重も7キロ増えました。会う人、会う人から「顔が丸くなったね」と言われます。もともとやせているので太るのはべつにかまわないのですが……。◆くそおもしろくないのは国会も同じです。そろそろ心機一転してがんばらないといけません。それではまた次号にて。（3月24日記）

『子どもの権利条約』№8

1993年3月15日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

Tokyo 105, JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

（月曜日／午前10時～午後4時）

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 2,000円

定期購読 3,600円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷 街M企画